

第 16 期期末配当に関する株主さまからのご質問

※ 株主のみなさまからいただいた第 16 期期末配当に関するご質問の中から、主なものについて回答させていただきます。

Q. なぜ資本剰余金からの配当となったのか。

当社は、本年 3 月末、当社の子会社であるゆうちょ銀行の株価が著しく下落していることを踏まえ、企業会計基準に基づき定めた当社の会計ルールに則り、当社が保有するゆうちょ銀行株式の簿価を 2 兆 2,295 億円引き下げる減損処理を行いました。

この減損処理を行った結果、当社の単体決算において利益剰余金がマイナスとなったため、資本剰余金からの配当となりました。

Q. 利益剰余金からの配当金と何が違うのか。

配当金の原資が「その他資本剰余金」である場合、税務上は①配当所得として源泉徴収の対象となる「みなし配当」と ②「みなし配当以外」（又は「みなし譲渡」という）に分かれることとなります。

みなし配当以外の部分は配当所得でないため、原則として源泉徴収の対象となりませんが、「みなし譲渡損益」を計算して、原則、確定申告する必要があるほか、株式の取得価額の調整（減額）が必要となります。

Q. 資本剰余金を崩してまで配当を出すのはなぜか。

剰余金の配当については、内部留保の充実に留意しつつ、資本効率を意識し、着実な株主への利益還元を実現するため、安定的な 1 株当たり配当を目指しております。

2021 年 3 月期の期末配当については、これらの方針に則り、業績や、会社法の定めにより配当等を行う際の制限となる分配可能額が 2021 年 3 月末時点で 1.5 兆円以上確保できること等を総合的に判断した結果、公表済みの配当予想のとおり、1 株当たり 50 円としました。

Q. 資本剰余金からの配当になることで、日本郵政のメリット・デメリットはあるのか。また、株主のメリット・デメリットはあるのか

今回の資本剰余金からの配当につきましては、一概にメリット・デメリットを申し上げることは困難でありますので、ご理解をお願い申し上げます。

当社の単体決算におきましては、ゆうちょ銀行株式の減損処理を行い、当期純損失となりました。これにより今回、資本剰余金からの配当となった次第でございます。

しかしながら、当社の連結決算におきましては、当該減損処理は親子会社間の内部取引として取り消すものであるため、当社の連結業績への影響はございません。

株主様におかれましては、確定申告の要否等のご確認や手続きのご面倒をお掛けすることになり、誠に申し訳ございません。

配当金の原資が「その他資本剰余金」である場合、税務上は①配当所得として源泉徴収の対象となる「みなし配当」と ②「みなし配当以外」(又は「みなし譲渡」という)に分かれることとなります。

みなし配当以外の部分は配当所得でないため、原則として源泉徴収の対象となりませんが、「みなし譲渡損益」を計算して、原則、確定申告する必要があるほか、株式の取得価額の調整(減額)が必要となります。

今後、早期に利益剰余金から配当を実施できる態勢の実現を目指してまいります。

Q. 株主にデメリットがある場合、対応策はあるのか。

確定申告の要否や申告内容等につきましては、個々の株主様のご事情により異なりますので、ご面倒をおかけいたしますが、お送りした「第 16 期期末配当に関するお知らせ」をご高覧の上、お取引の口座管理機関(証券会社等)、最寄りの税務署、税理士等にご相談いただきますよう、お願い申し上げます。

当社においても、証券会社に対し本件について、株主様から照会があった場合には、丁寧なご対応をしていただくよう、速やかに要請してまいります。

Q. 取得価額が下がることで、将来的に譲渡した際に余分に税金がかかるのではないのか。

今回の配当による調整により株式の取得価額から減額される金額については、今回の「みなし譲渡損益」の額の計算において控除することで税務上考慮されますので、トータルでみると、今回取得価額が下がる(減額する)からといって、そのことで直ちに余分に税金がかかるものではないかとはいえません。

また、将来、株式を売却した際に発生する税金がいくらになるかは、取得価額だけではなく売却額にもよりますので、一概には申し上げることはできず、個々の株主様のご事情により異なります。ご面倒をお掛けすることとなり、誠に申し訳ございませんが、お取引の口座管理機関(証券会社等)、最寄りの税務署、税理士等にご相談いただきますよう、お願い申し上げます。

Q. 資本剰余金からの配当になったことで資本金勘定額は変わるのか。

当社単体の資本金の額に変動はございません。他方で、当社単体の資本剰余金の額については、今回、資本剰余金から配当したこと及び、当社の単体決算において利益剰余金のマイナスを「その他資本剰余金」からの振替えによって欠損填補したことに伴い、減少しております。

Q. 今回の配当が資本剰余金から出ているのに、資本剰余金の減少がないのはなぜか。

配当は6月に実施するため、2021年3月期決算において資本剰余金が減少されず、現在進行年度の2022年3月期第1四半期決算の財務諸表から資本剰余金が減少します。

Q. 今期の資本剰余金からの配当は日本郵政のみで、グループ他社は例年通り利益剰余金からの配当か。

ご認識のとおり、グループ他社（上場2社）の配当は利益剰余金からの配当になります。

Q. 1株あたりのみなし配当金「19.8477271101円」の内訳・根拠を教えてください。

今回ののみなし配当に関する数値につきましては、次のように計算しております。

- ①純資産減少割合（0.017） = 配当支払額 ÷ 税務上の純資産額
- ②資本金等の額の減少額 = ① × 資本金等の額
- ③利益積立金の減少額 = 配当支払額 - ②
- ④1株あたりのみなし配当額 = ③ ÷ 発行済株式数

Q. 「期末配当に関するお知らせ」では、取得価格1,400円100株の場合、635円の譲渡益との記載がある。配当が出た時点でのみなし譲渡益が出るのか。それとも売却時に譲渡益が出るのか

「のみなし譲渡損益」は、株式を売却していなくても売却したとみなして譲渡損益を計算する税法の規定であり、配当出た時点、厳密には配当の効力発生日である2021年6月15日において譲渡損益が発生することとなります。

また、それとは別に、株式を売却された場合には、今回の配当による調整後の取得価額を参照して株式の譲渡損益が発生することとなります。譲渡損益額の計算は、個々の株主様のご事情により異なりますので、ご面倒をおかけいたしますが、お取引の口座管理機関（証券会社等）、最寄りの税務署、税理士等にご相談いただきますよう、お願い申し上げます。

Q. みなし譲渡損益の申告も本年度中なのか、その場合、簿価は売却時の申告になるのか。

今回の「みなし譲渡損益」については、配当の効力発生日である2021年6月15日において譲渡損益が発生することとなるため、申告を行う場合は同日を基準として考えることとなります。確定申告の要否や申告内容等につきましては、個々の株主様のご事情により異なりますので、ご面倒をおかけいたしますが、お取引の口座管理機関（証券会社等）、最寄りの税務署、税理士等にご相談いただきますよう、お願い申し上げます。

Q. 「期末配当に関するお知らせ」の「1. (3) 取得価額のお取り扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）」の例にある「新しい取得価格をいうの価額」とは、1株あたりの取得価格価額ではなく、保有株式全体の新しい取得価格価額ではないのか。確定申告には何の値を用いるのか。

「期末配当に関するお知らせ」の「1. (3) 取得価額のお取り扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）」において記載しております調整式については、税法の規定（所得税法施行令第114条第1項）に従って1株当たりの金額をご説明しておりますが、同項目の例における「新しい取得価額」とは、ご理解のとおり、1株当たりの金額ではなく、保有株式全体の取得価額についてご説明しております。

なお、確定申告の要否や申告内容等につきましては、個々の株主様のご事情により異なります。ご面倒をお掛けすることとなり、誠に申し訳ございませんが、お取引の口座管理機関（証券会社等）、最寄りの税務署、税理士等にご相談いただきますよう、お願い申し上げます。

Q. 0.017の値はどのようにして決まったものか

所得税法施行令第61条第2項第4号の定めに基づいたものです。